

第601回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和5年6月27日（火）

公聴会終了後

場所：茨城県三の丸庁舎3階共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名, 出席委員 名, 欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 埼玉県知事免許（中川ほか）における内水面漁場計画について（答申）

第2号議案 茨城県知事免許における区画漁業権の内水面漁場計画について（諮問）

第3号議案 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）について（協議）

第4号議案 さけ特別採捕許可について（協議）

6 報告事項

(1) 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会の結果について

(2) 茨城県におけるアユの調査報告

7 その他

8 閉 会

令和5年3月10日

茨城県内水面漁場管理委員会会長 様

埼玉県知事 大野 元 裕



内水面漁場計画の案について（諮問）

別添のとおり内水面漁場計画の案を作成したので、漁業法 67 条第 2 項で準用する第 64 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

担 当 生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当 小山

電 話 048-830-4151

FAX 048-830-4843



内水面漁場計画のうち第五種共同漁業権の漁場計画（案）の概要

1 免許の内容たるべき事項

下線部：現行免許との相違点

公示 番号	漁業の種類	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
共 第 1号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、かじか 漁業、わかさぎ漁業、なまず漁 業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、秩父市、飯能 市、東松山市、鴻巣市、深谷市、 比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、 皆野町、長瀬町、小鹿野町、大 里郡寄居町	荒川(上流～大芦橋)、 中津川、赤平川、横瀬 川等
共 第 2号	あゆ漁業、うぐい漁業、おいか わ漁業、こい漁業、ふな漁業、 うなぎ漁業、どじょう漁業、わ かさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、川越市、川口市、 所沢市、東松山市、狭山市、鴻 巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 入間市、朝霞市、志木市、和光 市、新座市、桶川市、北本市、 富士見市、入間郡三芳町、比企 郡滑川町、嵐山町、小川町、川 島町、吉見町、大里郡寄居町、 <u>東京都清瀬市、東村山市</u>	荒川(大芦橋～笹目 橋)、市野川、びん沼 川、伊佐沼、 <u>柳瀬川</u> 、 <u>芝川第一調節池</u> 等
共 第 3号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、どじょ う漁業、かじか漁業、わかさぎ 漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川越市、飯能市、東松山市、狭 山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島 市、日高市、入間郡毛呂山町、 越生町、比企郡嵐山町、小川町、 川島町、鳩山町、ときがわ町、 秩父郡東秩父村	都幾川、高麗川、越辺 川、槻川、入間川、有 間川等
共 第 4号	<u>ます類漁業</u> 、うぐい漁業、おい かわ漁業、こい漁業、ふな漁業、 うなぎ漁業、どじょう漁業、わ かさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、本庄市、深谷 市、秩父郡皆野町、長瀬町、児 玉郡美里町、神川町、上里町	小山川、福川、間瀬川
共 第 5号	おいかわ漁業、こい漁業、ふな 漁業、うなぎ漁業、どじょう漁 業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、熊谷市、川口市、 行田市、加須市、春日部市、羽 生市、鴻巣市、上尾市、草加市、 越谷市、桶川市、久喜市、北本 市、八潮市、三郷市、蓮田市、 幸手市、吉川市、白岡市、北足 立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、 北葛飾郡杉戸町、松伏町、 茨城県五霞町、東京都足立区、 葛飾区	中川、綾瀬川、元荒川、 大落古利根川、青毛堀 川、備前堀川、葛西用 水路等

共 第 6号	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川(栃木県境～利根川との合流点)
共 第 7号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、かじか漁業	1月1日 から 12月31日	飯能市、 東京都青梅市	成木川(未成橋～両郡橋)、直竹川
共 第 8号	こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川口市、戸田市、 東京都板橋区、北区	荒川(笹目橋～芝川水門)
共 第 9号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	行田市、加須市、熊谷市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡神川町、上里町、 群馬県藤岡市、伊勢崎市、玉村、明和町、千代田町、大泉町	利根川(五料橋～加須市飯積)、 烏川(群馬県境～下流)、神流川(渡戸橋～下流)

- 2 免許予定日
令和6年1月1日
- 3 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間
令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- 5 制限または条件
なし

内水面漁場計画のうち第二種区画漁業権の漁場計画(案)の概要

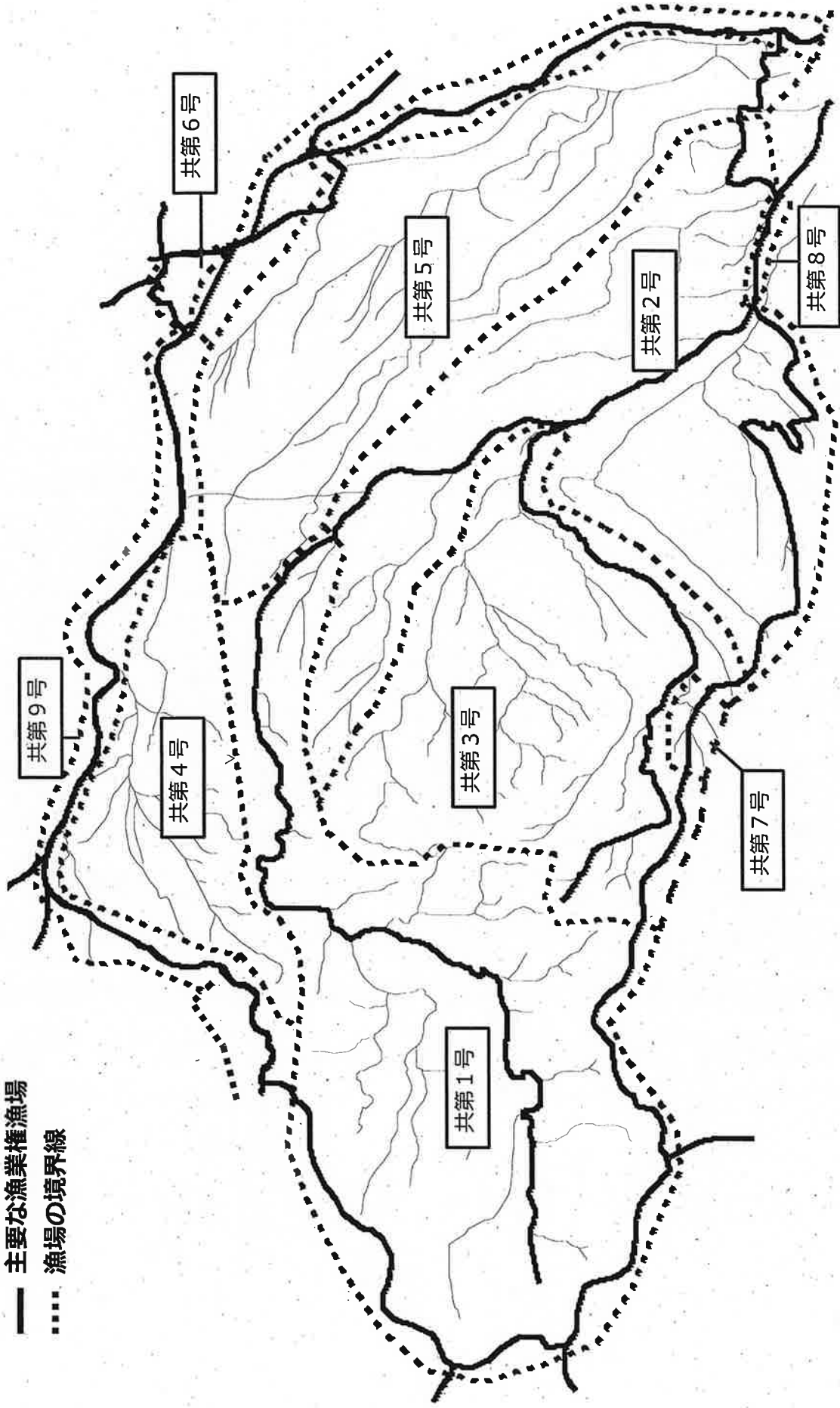
1 免許の内容たるべき事項

免許番号	漁業の種類	漁場の位置	漁場の区域
区第1号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字広木 摩訶池474番地2	摩訶池 391.7アール
区第2号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字 市場17番地	古沼 204.9アール

- 2 免許予定日
令和6年1月1日
- 3 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- 5 制限または条件
なし

漁場図 (略図)

- 主要な漁業権漁場
- 漁場の境界線



現行免許との相違点

漁場	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域
共第1号			
共第2号		追加：東京都清瀬市、東村山市	追加：芝川第一調節池（川口市・さいたま市）、柳瀬川（東京都の区間）（清瀬市・東村山市）
共第3号			削除：入西調整池（こはるか池）（坂戸市）
共第4号	追加：ます類漁業		
共第5号			
共第6号 (新設)	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川（栃木県境から下流）
共第7号 (旧6号)	追加：かじか漁業		
共第8号 (旧7号)			
共第9号 (旧8号)	削除：わかさぎ漁業		

五 公示番号 共第五号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業権	おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第十号と点イを結ぶ線より上流の中川(上流から大場川合流点まで)、次に掲げる基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線より上流の綾瀬川(上流から内匠橋まで)、伝右川、古綾瀬川、一の橋放水路、深作川、大場川、第二大場川、元荒川、星川(見沼代用水兼用区間(行田市荒木から久喜市菖蒲町上大崎まで)を除く)、野通川、旧忍川(さきたま調整池)、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、権現堂川、笠原沼落、葛西用水路(会の川合流点(加須市大桑)より下流)、会の川、志多見落堀、上青毛北堀、上青毛南堀、江川堀、六郷堀、天王新堀、古箕田落、大英寺落、八ヶ村落、五ヶ村落、油井ヶ島沼、南方用水路、松原落排水路、旧槐堀川、中谷落排水路、香林寺上流排水路、香林寺落排水路、三尺落堀排水路、導水渠、新堀排水路、開二十九排水路、沼尻落排水路、古利根排水路、十王堀排水路、稻荷木落排水路、中島用悪水路、神扇落排水路、大中落悪水路、安戸落悪水路、末田大用水路、葛西用水路(逆川用水)、東

京葛西用水、八条用水路、二郷半領用水路、新田用水路、木壳落悪水路及び下八間堀悪水路

基点第十号 東京都足立区六木三丁目中川堤防上の埼玉県と東京都の境界標柱（中川右岸）

点イ 基点第十号から百六十一度三十分（真方位による。）の線と中川左岸との交点（中川左岸）

基点第十一号 東京都足立区南花畑三丁目（内匠橋下流端（綾瀬川右岸））

基点第十二号 東京都足立区神明一丁目（内匠橋下流端（綾瀬川左岸））

ロ 免許予定日

令和六年一月一日

ハ 申請期間

令和五年八月二十二日から令和五年十月二日まで

ニ 関係地区

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

六 公示番号 共第六号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業権	こい漁業 ふな漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県加須市及び茨城県古河市地先

(3) 漁場の区域

栃木県境から基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線までの渡良瀬川

基点第十三号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）

基点第十四号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左岸）

ロ 免許予定日

令和六年一月一日

ハ 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

ニ 関係地区

埼玉県加須市及び茨城県古河市

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで



漁諮問第6号

茨城県内水面漁場管理委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、茨城県内水面漁場計画を別紙のとおり定めたいので、同法第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和5年6月20日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

茨城県内水面において現在免許している第2種区画漁業権の存続期間は、令和5年12月31日をもって満了するが、当該水面における漁業生産力の発展と水面の総合的な利用の推進を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、漁業調整その他公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり内水面漁場計画の案を作成し、意見を求めるものである。

茨城県内水面漁場計画（案）

1 公示番号 茨内区第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県水戸市松本町墓所下 2275 番 1 地先

(3) 漁場の区域

ため池（通称 谷中池） 1,655 平方メートル（別図のとおり）

3 制限又は条件

養殖できる水産動植物は、令和5年4月20日茨城県告示第551号で公示した方法により公表した第5種共同漁業の免許において漁業の名称に示した水産動植物及びめだかに限る。

4 免許予定日

令和6年1月1日

5 申請期間

令和5年10月1日から同年10月31日まで

6 存続期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

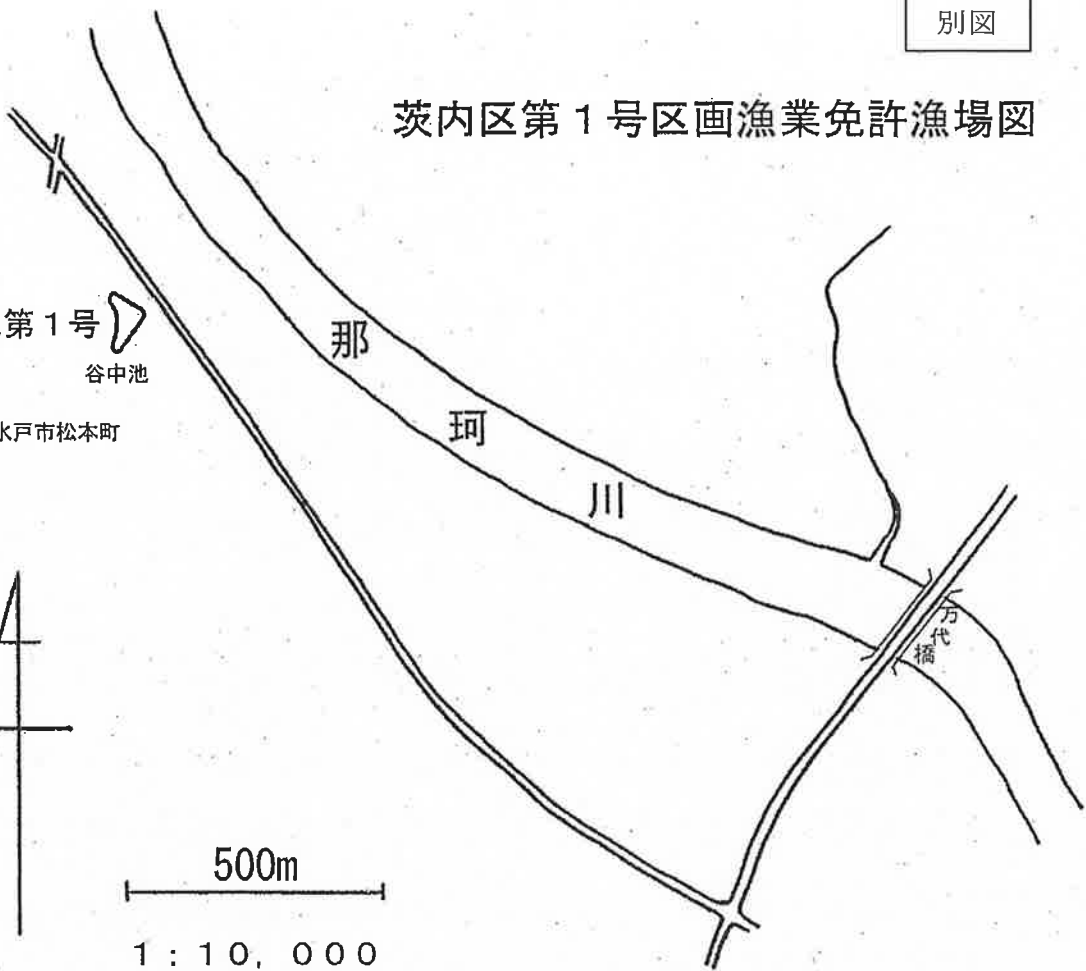
別図

茨内区第1号区画漁業免許漁場図

茨内区第1号
谷中池
水戸市松本町



500m
1 : 10,000



区画漁業権の切替及び漁場計画の概要

1 切替対象の漁業権

免許番号	免許		存続期間
	存続期間	件数	
茨内区第1号第2種区画漁業権 (魚類養殖業)	5年	1	H31.1.1~R5.12.31

現行の免許権者	有限会社 小平鯉金魚養殖場
---------	---------------

2 漁場計画作成の方針

漁業権行使状況調査の結果、適切かつ有効に利用されており、活用漁業権と判断されたため、類似漁業権として区画漁業権漁場計画を作成することとした。

内水面漁場計画は、「漁業権免許の一斉切替における基本的な考え方（令和5年1月16日決裁）」に基づいて作成した。

3 利害関係者等への意見聴取

漁業法に基づき、以下のとおり利害関係者への意見聴取を実施した。

(1) 漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見聴取（漁業法第64条第1項関係）

あらかじめ意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を県のホームページに掲載したほか、県の水産行政部局及び出先機関、行政情報センター、各県民センター並びに県立図書館に関連資料を備え付け、広く意見の募集を行った（パブリックコメント制度）。

募集期間：

令和5年5月16日（火）から同年6月14日（水）まで

意見の提出状況：

意見の提出なし。

(2) 関係機関への協議（区画漁業権漁場計画（素案）が公益に支障を及ぼさないことの確認）（法第63条第1項関係）

当該水面を所有する水戸市に対し、公文により内水面漁場計画（素案）の「公益上の支障の有無」について照会した。

結果：

意見はなく「公益に支障を及ぼさない」ことが確認された。

3 現行の漁業権からの変更点等

〈漁業種類、漁業の名称及び漁業時期〉

変更なし

〈漁場の位置〉

変更なし

〈漁場の区域〉

変更なし

〈養殖できる水産動植物〉

令和5年4月20日茨城県告示第551号で公示した方法により公表した第5種共同漁業の免許において漁業の名称に示した水産動植物（下表）及びめだか

えび、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、もつご、たなご、うぐい、にごい、どじょう、なまず、あゆ、おいかわ、ぼら、はぜ、かじか、やまめ、いわな、もろこ、さくらます
--

〈免許予定日、申請期間、存続期間〉

次期漁業権に合わせ時点修正

〈その他〉

漁業法の改正に伴い、項目から「地元地区」を削除し、「個別漁業権又は団体漁業権の別」を追記。

4 スケジュール

	時 期	事 項
漁場計画の決定・公表	令和5年4月14日	漁場計画の素案提示（委員会）
	令和5年6月27日	漁場計画の諮問（委員会）
	令和5年8月9日	公聴会の開催（委員会） 漁場計画の答申（委員会）
	令和5年8月	漁場計画の決定及び公表
免 許	令和5年10月	免許申請
	令和5年10月～11月	適格性の審査
	令和5年12月	免許の諮問（委員会） 免許の登録 免許の公示

法令抜粋

漁業法

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

(第2、3項略)

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第六十六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

- 二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハマまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

（第三～五号略）

- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

（海区漁場計画の作成の手続）

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

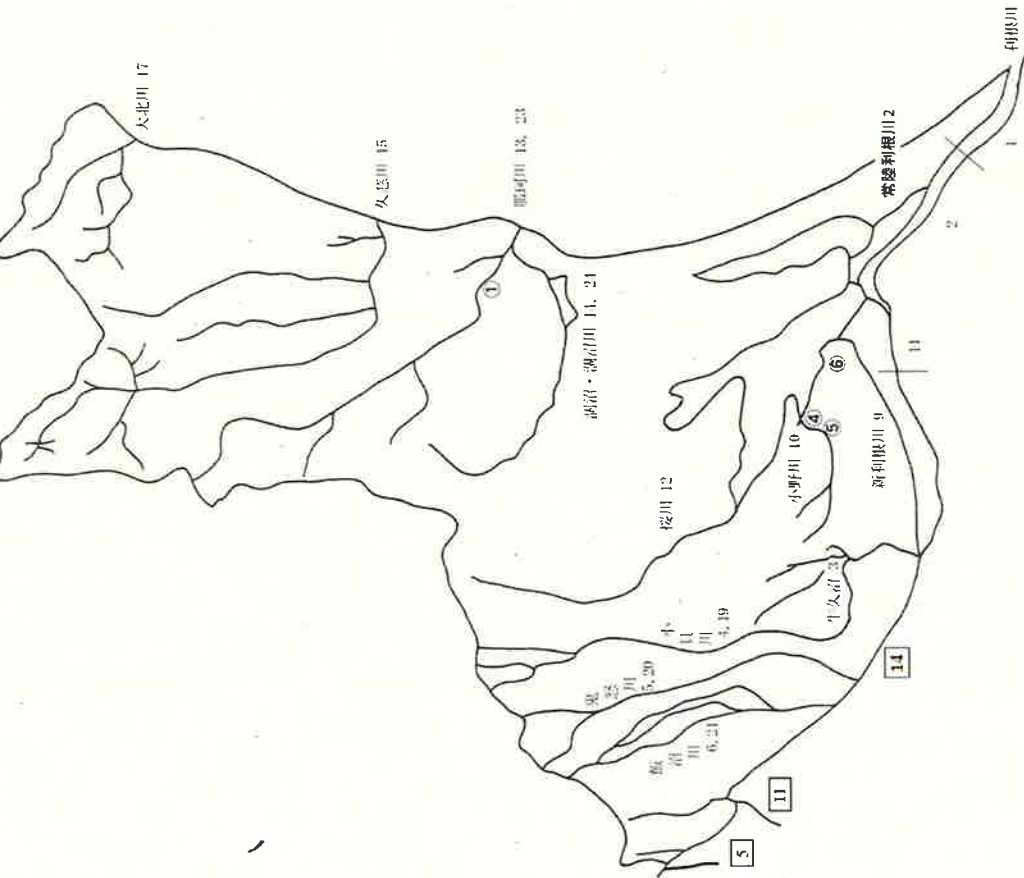
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならぬ。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

（第6～8項略）

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

- 2 第六十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区（第三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第九十九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

茨城県内水面の漁業権



記号	免許番号	漁業種類	漁業権者
1	茨内共第1号	第1種共同漁業	はさき漁協
2	茨内共第2号	第5種共同漁業	常陸川漁協
3	茨内共第3号	〃	牛久沼漁協
4	茨内共第4号	〃	鬼怒小貝漁協、小貝川漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
5	茨内共第5号	〃	鬼怒小貝漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
6	茨内共第6号	〃	鬼怒小貝漁協、関東漁協
9	茨内共第9号	〃	新利根漁協
10	茨内共第10号	〃	新利根漁協
11	茨内共第11号	〃	新利根漁協
12	茨内共第12号	〃	霞ヶ浦漁協、桜川漁協
13	茨内共第13号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
14	茨内共第14号	〃	大酒沼漁協
15	茨内共第15号	〃	久慈川漁協
17	茨内共第17号	〃	大北川漁協
19	茨内共第19号	第1種共同漁業	関東漁協、小貝川漁協
20	茨内共第20号	〃	関東漁協
21	茨内共第21号	〃	関東漁協
23	茨内共第23号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
24	茨内共第24号	〃	大酒沼漁協
①	茨内区第1号	第2種区画漁業 (魚類養殖)	(有)小平鯉金魚養殖場
④	茨内区第4号	第1種区画漁業 (真珠養殖)	戸田真珠(有)、新利根漁協
⑤	茨内区第5号	〃	清和真珠(株)、新利根漁協
⑥	茨内区第6号	〃	大湖真珠(株)、新利根漁協
11	内共第11号 (東京都知事免許)	第1種共同漁業 第5種共同漁業	東京都1漁協(東京東部漁協)、千葉県3漁協(市川市行徳漁協、南行徳漁協、松戸市漁協)、埼玉県1漁協(埼玉東部漁協)
14	内共第14号 (千葉県知事免許)	第5種共同漁業	新利根漁協、鬼怒利根漁協、千葉県2漁協(手賀沼漁協、印旛沼漁協)、埼玉県1漁協(埼玉中央部漁協)
5	共第5号 (埼玉県知事免許)	第5種共同漁業	埼玉県4漁協(埼玉中央部漁協、埼玉南部漁協、埼玉県北部漁協、埼玉県東部漁協)

主な漁業権対象魚種



こい

全ての漁業権漁場



ふな

全ての漁業権漁場



わかさぎ

牛久沼、桜川、那珂川、大北川など



あゆ

鬼怒川、那珂川、久慈川、大北川など



うなぎ

第2、9、10、12号以外の漁場

第1種共同漁業権対象種



しじみ

酒沼、那珂川など

区画漁業権対象種

第1種



真珠

新利根川、小野川

第2種



魚類（メダカ等）

谷中池（水戸市内）

公 告

(茨城県内水面漁場管理委員会)

◎内水面漁場計画に関する公聴会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項及び同法第171条第4項の規定に基づき、茨城県における内水面漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高杉 則行

1 開催日時及び場所

令和5年8月9日(水)午後2時

水戸市笠原町978-6 茨城県庁17階農林水産部会議室

2 案件

区画漁業権の内水面漁場計画について

茨城県 茨内区第1号

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

(1) 縦覧に供する書類 茨城県における区画漁業権の内水面漁場計画案の写し

(2) 縦覧の期間 令和5年 月 日(公告日)から令和5年8月7日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 縦覧の場所 茨城県内水面漁場管理委員会事務局

(水戸市笠原町978番6 県庁漁政課内)

3 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、令和5年8月7日の午後5時までに別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出してください。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

(1) 当該内水面において漁業を営む者

(2) 当該内水面において漁業を営もうとする者

(3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は茨城県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する手続規程(平成7年茨城県内水面漁場管理委員会規程第2号)に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 年 齢
- 4 職 業
- 5 当該事案に関して利害関係を有する理由
- 6 発言内容の要旨

令和 年 月 日
氏名 (自署)

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 高 杉 則 行 殿

**漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する
「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）について**

令和 5 年 6 月 27 日
茨城県農林水産部漁政課

1 概要

令和 2 年 12 月の漁業法の改正施行において、漁業の免許にかかる優先順位制度が見直され、個別漁業権（本県内水面では区画漁業権が該当）の内容たる漁業の免許について、適格性を有する複数の者から免許の申請があった場合、漁場を有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許されるが、それ以外の場合には、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することとされた。

このため、漁業の免許をすべき者の決定において、漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を決定するための判断基準を定めるものとする。

※茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区における判断基準は先行して制定済み。今回、同じ内容で内水面における判断基準を追加しようとするもの。

【根拠となる法令等】

- ・ 漁業法（昭和 24 年法律 267 号）第 73 条（免許すべき者の決定）
- ・ 「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和 2 年 6 月 30 日付け 2 水管第 499 号水産庁長官通知）
- ・ 「海区漁場計画等の作成等について」（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知）

2 「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準

別添（案）のとおり

表 当該基準の適用範囲と判断基準

適用範囲	判断基準
(1) 類似漁業権の個別漁業権 ・ 同一の個別漁業権について漁場が適切かつ有効に活用されていると認められる満了漁業権を有する者から申請がなく、免許の申請が複数ある場合 (2) 類似漁業権以外（新規漁業権）の個別漁業権 ・ 同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合	以下の具体的な取組が計画されており実現が可能であると見込めるか。 (1) 漁業生産の増大 (2) 漁業所得の向上 (3) 就業機会の確保

3 今後のスケジュール（案）

- ・ 令和 5 年 6 月 27 日 第 601 回内水面漁場管理委員会にて協議
- ・ 令和 5 年 8 月 公表（区画漁業権の漁場計画公表後）
- ・ 令和 5 年 10 月 1 日～10 月 31 日 区画漁業権免許申請書受付期間
- ・ 令和 5 年 12 月 第 604 回漁場管理委員会へ免許に係る諮問、免許

漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する
「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）

令和 5 年 月 日
茨城県農林水産部漁政課

1 趣旨

この判断基準は、茨城県における個別漁業権の内容たる漁業の免許に当たり、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 73 条第 2 項第 2 号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を決定するため審査を行う際の基準を定める。

2 適用範囲

この基準は、令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県告示第 253 号によって公示された方法により公表された茨城海区及び令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県告示第 254 号によって公示された方法により公表された霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画並びに令和 5 年〇月〇日付け茨城県告示第〇号によって公示された内水面漁場計画のうち、個別漁業権にかかる以下の場合に適用する。

(1) 類似漁業権	同一の個別漁業権について漁場が適切かつ有効に活用されていると認められる満了漁業権を有する者から申請がなく、免許の申請が複数ある場合
(2) 類似漁業権以外の漁業権	同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合

3 判断基準

次の（1）から（3）に掲げるほか、その他の地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書により審査し、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を総合的に判断する。

(1) 漁業生産の増大

- ・ 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか（区画漁業権に限る）。

(2) 漁業所得の向上

- ・ 生産物の品質や評価の向上についての取組などが具体的に検討されており、実現が可能であると見込めるか。

(3) 就業機会の確保

- ・ 従事者の雇用計画が定められており、地域における就業機会の向上に寄与していると見込めるか。

○漁業権の種類

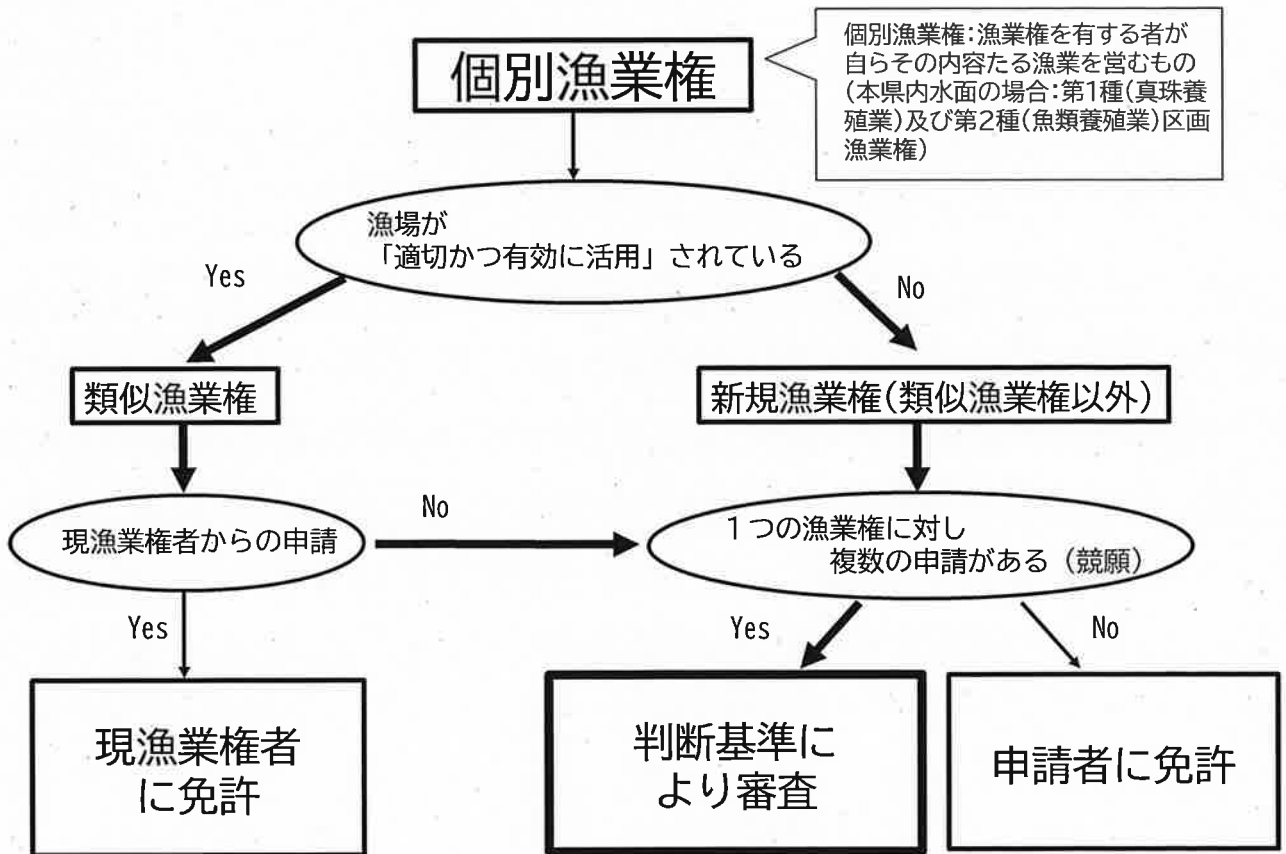
団体漁業権・・・漁業を自ら営まない漁業協同組合等が免許を受けるもの

個別漁業権・・・漁業権を有する者が自らその内容たる漁業を営むもの

表 本県における漁業権の区分

	共同漁業権	定置漁業権	区画漁業権	
			魚類藻類等	真珠
茨城海面	団体	個別		
霞ヶ浦北浦海面			団体	個別
内水面			個別	個別

免許をすべき者の決定方法 フローチャート (漁業法第73条)



法令等抜粋

○漁業法

(免許をすべき者の決定)

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

○海区漁場計画の作成等について

第3 漁業権の免許

4. 免許をすべき者の決定

(2) 法第73条第2項第2号

2) 判断基準

この判断基準については、行政手続法第5条第1項の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表することとされたい。

この審査基準は、各地域の水産業の実情を踏まえて作成されるべきであり、同じ都道府県内でも、地域によって審査基準が異なることもあり得る。地域の水産業の将来を見据え、実効性のある審査基準とするよう検討し、委員会にもあらかじめ示すこととされたい。

なお、この審査は都道府県知事が行うものであることから、既存の漁業権者の同意の有無等をもって判断するものとはならないように留意して審査基準を作成されたい。地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を判断するための審査基準であるとの前提に立ち、複数の審査項目を設け総合的に判断するものとなるよう努められたい。

3) 審査方法

漁業法施行規則第25条において、免許の申請には、事業計画書を添付しなければならないものとされている。

都道府県知事は、地域水産業の発展に寄与することの審査のため、免許の申請をしようとする者が添付する事業計画書に、法第73条第2項第2号に例示するように、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保など新たな漁業権を有することとなった場合の計画を記載させることなどが考えられる。どのような書類を提出させるのかも含め、あらかじめ審査基準において明らかにすることとされたい。

○海面利用制度等に関するガイドライン

第4 漁業権

1 漁業の免許

法第 73 条第 2 項第 1 号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている（法第 73 条第 2 項第 2 号）。「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権について複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然に考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。

さけ特別採捕許可取扱方針

(昭和53年9月18日 制定)

改正 令和3年7月13日

(趣 旨)

第1 茨城県の内水面にそ上したさけについて、人工ふ化放流事業を実施するため、特別採捕を行う場合の許可の取扱いに関しては、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号、以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(適用範囲)

第2 この方針は、久慈川、那珂川及び鬼怒川に適用する。

(許可の基準)

第3 特別採捕は、第2に掲げる河川において人工ふ化放流を実施する漁業協同組合に対し許可する。

(採捕数量)

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して別途定める。

- (1) 人工ふ化の能力
- (2) 前年度の採捕数量及びふ化放流数量
- (3) 茨城県の人工ふ化放流計画
- (4) 漁場の利用状況

(採捕区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、許可の対象者が免許を受けている共同漁業権区域の範囲とし、漁具漁法ごとに別途定める。

(採捕の期間)

第6 特別採捕により採捕できる期間は、漁具漁法ごとに別途定める。

(採捕を行う漁具漁法)

第7 特別採捕を行う漁具漁法は、次に掲げる表のとおりとし、建網を主漁具、その他の漁具漁法を附帯漁具とする。また、使用統数については、別途定める。

漁 法	漁 具
建 網	建 網

さし網	流し網（かさねさし網を除く。） 固定式さし網（同上）
おとり網	おとり網（堀づりを含む。）
船びき網	いくり網
地びき網	地びき網
かぶせ網	投網
つり	友釣（堀づりを含む。）

（採捕従事者）

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員のうち特別採捕が円滑に実施できる範囲の員数であって、かつ規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。

（許可の申請）

第9 特別採捕の許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕区域図
- (2) 採捕及び人工ふ化放流事業計画
- (3) その他知事が必要と認める書類

（制限又は条件）

第10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付けるものとする。

- (1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。
- (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表（別記様式1）及びさけ稚魚放流実績表（別記様式2）を知事に提出しなければならない。
- (3) 許可を受けた者は、漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。
- (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票（別記様式3）を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。
- (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。
- (6) 建網を設置する場合には、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。（鬼怒川にあっては、これによらず、「建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。」とする。）
- (7) 建網、おとり網、地びき網及び友釣りにより採捕する場合には、別記様式4の標旗を掲げ、流し網、固定式さし網及びいくり網により採捕する場合には、別記様式5のゼッケンを着用しなければならない。ただし、流し網及び固定式さし網にあっては、前記ゼッケンのほか別記様式6の浮標（ボンデン）を流し網または固定式さし網の浮

子網の片端に付けなければならない。

- (8) 固定式さし網設置中は常時従事者一人以上を配置し、揚網に備えなければならない。
- (9) 増水等の事由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。
- (10) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した別記様式7の採捕従事者証を交付しなければならない。
- (11) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(10)の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (12) 採捕従事者証は採捕従事者以外の者に貸与してはならない。
- (13) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。

(廃魚の処理)

第11 廃魚として扱い得るものは、次に掲げるものに限る。

- (1) 採卵採精後のもの
- (2) 採捕時若しくは蓄養中に死亡状態にあり、人工ふ化に供することができないもの
- (3) 雄が多すぎて人工ふ化に供する必要がないもの
- (4) 採捕後未熟魚と認めたもの

第12 第11の規定に基づき廃魚として扱う場合は、特別採捕の円滑な実施を図るため、特別採捕の許可を受けた者は、地区別漁具別廃魚責任者を指名し、その者に廃魚の認定を行わしめるものとする。

(報告)

第13 規則第41条第5項に基づく報告は、第10の(2)及び(4)に定める調査表等の提出により行うものとする。

(違反者に対する措置)

第14 特別採捕に違反した者に対しては、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。
採捕従事者にあつては、違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外する。
また、悪質な違反の場合は、次年度の採捕について採捕従事者として認めない。

(委任)

第15 この方針の施行に関し、必要な事項は要領で定める。

附 則

- 1 この方針は、昭和53年9月18日から施行する。
- 2 次の方針は廃止する。
那珂川さけ特別採捕許可に関する取扱方針（昭和52年9月19日制定）
昭和52年度さけ特別採捕許可に関する取扱方針（昭和52年8月23日制定）

附 則

この方針は、昭和54年9月10日から施行する。

附 則

この方針は、昭和56年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、昭和57年8月27日から施行する。

附 則

この方針は、昭和58年8月18日から施行する。

附 則

この方針は、昭和59年8月23日から施行する。

附 則

この方針は、平成4年9月3日から施行する。

附 則

この方針は、平成8年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成11年8月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成13年8月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成15年8月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年7月13日から施行する。

令和 年 月 日

令和〇〇年度さけ稚魚放流実績表

漁協名 _____

	発眼卵	放流稚魚数(千尾)		備考
		計画	実績	
地元				
移入				
計				

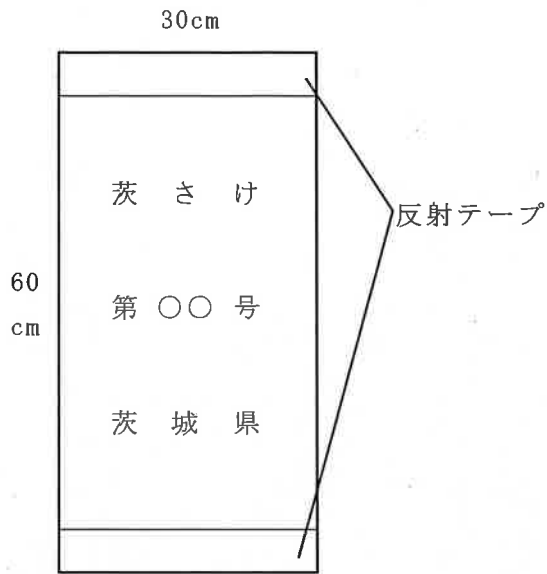
別記様式3

さけ河川捕獲量等調査票

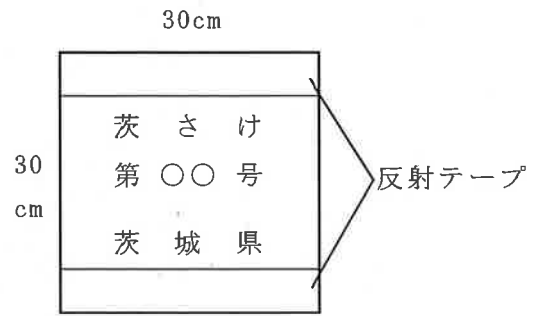
魚種名	水系名	捕獲場名	捕獲実施主体名	担当者名	TEL

月 日		捕獲数 (尾)			採卵使用親魚数 (尾)		採卵数 (千粒)
		♂オス	♀メス	計	♂オス	♀メス	
月	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	上旬計						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	中旬計						
	21						
	22						
	23						
	24						
	25						
	26						
	27						
	28						
	29						
	30						
	31						
	下旬計						
	月計						
	累計						

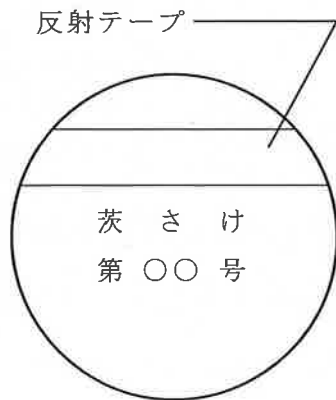
別記様式 4 (標旗)



別記様式 5 (ゼッケン)



別記様式 6 (浮標)



注) 1 規格は外径200 mm (C T-20M-1)

2 地色はオレンジ色

3 文字は黒

別記様式7

令和〇〇年度さけ特別採捕従事者証

- 1 従事番号
- 2 使用漁具及び統数 〇〇漁業 〇〇カ統
- 3 採捕従事者及び船舶

住 所	氏 名	年令 性別	船 舶	写 真

4 採捕の区域

5 採捕従事期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

6 採捕従事条件

(1) 採捕に従事する場合は、この従事者証を携帯するとともに、建網、おとり網、地びき網及び友釣りにあつては貸与された標旗を掲げ、流し網、固定式さし網及びいくり網においては貸与されたゼッケンを着用しなければならない。

さらに、流し網及び固定式さし網にあつては、使用する流し網または固定式さし網の浮子網の片端に貸与された浮標（ボンデン）を付けなければならない。

(2) 建網を設置する場合には、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。（鬼怒川にあつては、これによらず、「建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。」とする。）

(3) 固定式さし網設置中は、常時従事者一人以上を配置し、揚網に備えなければならない。

(4) この採捕従事者証並びに標旗、ゼッケン及び浮標（ボンデン）は、3に掲げる従事者以外に貸与してはならない。

(5) 採捕に関して違反した者は、違反の日から当該従事期間満了まで採捕従事者から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の採捕従事者として認めない。

(6) 採捕したさけは、すべて〇〇漁業協同組合から指定された地区別漁具別廃魚責任者（通称さけ集荷所）に提出しなければならない。

(7) 採捕を行うに際しては、船舶の航行を妨害してはならない。

住所

組合名

代表理事組合長名

（2漁協連名で許可されている場合は両組合を併記し代表組合の前に（代）を、また共同で行う組合名の前に（共）を記載する。）

令和5年度さけ特別採捕許可要領（案）

（趣 旨）

第1 この要領は、令和5年度さけ人工ふ化放流事業について、さけの特別採捕許可取扱方針（昭和53年9月18日制定。以下「方針」という。）の運用上必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象者）

第2 方針第3に定める許可の対象者は、次のとおりとする。

河川名	許可の対象
久慈川	久慈川漁業協同組合
那珂川	那珂川及び 那珂川第一漁業協同組合 (共同申請した場合に限る。以下同じ。)
鬼怒川	鬼怒小貝漁業協同組合

（採捕数量）

第3 方針第4に定める特別採捕により採捕できる数量は、次のとおりとする。

許可の対象者	採捕数量
久慈川漁業協同組合	10,000尾
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	30,000尾
鬼怒小貝漁業協同組合	5,000尾

（採捕区域）

第4 方針第5に定める採捕区域は、次のとおりとする。

許可の対象者	漁具漁法	採捕区域
久慈川漁業協同組合	建網	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。
	おとり網	常陸大宮市小貫地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野宮町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1ヵ統に限る。
	投網	建網及びおとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。
	流し網 (かさねさし網は除く。)	日立市留町地先茨城港日立港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側樋門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。

許可の対象者	漁具漁法	採捕区域
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	建網	常陸大宮市野田地先の那珂川。
	投網	建網の設置場所から下流50メートルまでの間の区域。
	流し網 (かさねさし網を除く。)	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。
	いくり網 (かさね網を除く。)	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
	おとり網	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
	友釣り	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
鬼怒小貝漁業協同組合	建網	筑西市伊佐山JR水戸線鬼怒川橋梁下から筑西市と結城市の間に架設された鬼怒川大橋までの間及び下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から上流100メートル及び下流300メートルの間の鬼怒川。
	地びき網	
	投網	
	固定式さし網	

(採捕期間及び使用漁具の統数)

第5 方針第6及び第7に定める採捕期間と使用漁具の統数は次のとおりとする。

許可の対象者	使用漁具	統数	採捕期間
久慈川漁業協同組合	建網	2以内	10月1日から 12月25日まで
	おとり網	13以内	9月20日から
	投網	15以内	12月25日まで
	流し網 (かさねさし網は除く。)	7以内	9月20日から 10月31日まで
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	建網	1以内	9月20日から
	投網	2以内	12月25日まで
	流し網	70以内	9月20日から

那珂川及び那珂川第一 漁業協同組合	(かさねさし網は 除く。)		10月31日まで
	い く り 網 (かさね網は除く。)	44以内	9月20日から 11月30日まで
	お と り 網 (堀づりを含む。)	35以内	10月10日から 12月25日まで
	友 釣 り (堀づりを含む。)	7以内	10月10日から 12月25日まで
鬼怒小貝漁業協同組合	建 網	1以内	10月 1日から 12月30日まで
	地 び き 網	1以内	
	投 網	1以内	
	固定式さし網	1以内	

(申請書の添付書類)

第6 方針第9に定める「その他知事が必要と認める書類」は次に掲げる書類とする。

- (1) 共同申請にあつては、代表者選定届
- (2) 共同申請にあつては、共同事業（採捕）を行うことを証する書面
- (3) 採捕従事者が自己所有船以外の船を使用して採捕に従事する場合は、当該船の使用承諾を証する書面

(標旗等)

第7 方針第10の(7)に定める標旗又はゼッケン及び浮標（ボンデン）は知事が指定する団体が許可受有者に貸与する。

(保管義務)

第8 第7により貸与された標旗又はゼッケン及び浮標（ボンデン）は、それぞれの許可の対象者が適切に保管するものとする。

さけ人工ふ化放流事業に係る計画及び実績

(1) 令和5年度さけふ化放流計画

親魚捕獲及び 稚魚放流河川	漁協名	採卵数 (千粒)	放流数 (千尾)
久慈川	久慈川漁協	1,000	800
那珂川	那珂川漁協及び 那珂川第一漁協	921	645
鬼怒川	鬼怒小貝漁協	400	200
合 計		2,321	1,645

(2) さけ稚魚放流・親魚捕獲実績

		H30	R 1	R2	R3	R4
稚 魚 放流数 (千尾)	久慈川	188	7	100	4	107
	那珂川	695	87	142	39	118
	鬼怒川	204	25	250	60	103
	合計	1,087	119	492	103	329
親 魚 捕獲数 (尾)	久慈川	2,783	46	349	24	31
	那珂川	25,081	5,065	3,873	701	290
	鬼怒川	1,556	147	715	164	91
	河川計	29,420	5,258	4,937	889	412
	沿岸計	436	318	55	13	0
	合計	29,856	5,576	4,992	902	412

旬別サケ採捕尾数の推移

(旬別データ)		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
久慈川	9月中旬	0	0	0	0	0	0	0
久慈川	9月下旬	128	0	0	4	0	0	0
久慈川	10月上旬	358	22	0	13	0	7	0
久慈川	10月中旬	380	288	317	0	0	9	0
久慈川	10月下旬	466	214	1326	11	54	7	12
久慈川	11月上旬	568	7	712	4	52	0	3
久慈川	11月中旬	216	211	428	3	163	1	16
久慈川	11月下旬	138	70	0	2	80	0	0
久慈川	12月上旬	0	75	0	9	0	0	0
久慈川	12月中旬	0	0	0	0	0	0	0
久慈川	12月下旬	0	0	0	0	0	0	0

那珂川	9月中旬	4	7	10	2	2	0	0
那珂川	9月下旬	308	196	37	5	11	1	2
那珂川	10月上旬	821	1212	903	41	48	1	13
那珂川	10月中旬	2209	3856	1490	513	279	55	88
那珂川	10月下旬	5020	12896	11419	1889	932	200	109
那珂川	11月上旬	9852	8580	6588	1627	927	262	54
那珂川	11月中旬	3216	1564	3352	707	1190	167	18
那珂川	11月下旬	1092	1230	1282	251	567	15	6
那珂川	12月上旬	0	0	0	30	24	0	0
那珂川	12月中旬	0	0	0	0	0	0	0
那珂川	12月下旬	0	0	0	0	0	0	0

鬼怒川	9月中旬	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	9月下旬	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	10月上旬	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	10月中旬	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	10月下旬	0	0	0	0	0	0	5
鬼怒川	11月上旬	438	0	719	0	343	41	24
鬼怒川	11月中旬	921	383	542	54	351	76	42
鬼怒川	11月下旬	565	421	295	51	21	40	20
鬼怒川	12月上旬	0	118	0	42	0	0	0
鬼怒川	12月中旬	0	0	0	0	0	0	0
鬼怒川	12月下旬	0	0	0	0	0	0	0

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会
通常総会の結果について

令和5年6月27日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 開催期日・場所

- (1) 期日 令和5年5月26日(金)
 - (2) 場所 TKPガーデンシティ御茶ノ水(東京都千代田区)
- ※本県からは、高杉会長及び岡部事務局長が出席。

2 議事

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について
- (2) 令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- (3) 令和5年度事業計画案及び収支予算案について
- (4) 令和5年度提案書案について
- (5) その他(役員の交代について)

3 結果

全ての議案について、原案のとおり可決された。

提 案 書

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和5年5月26日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。

なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

令和5年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 林 英 志

I 外来魚対策について

【趣旨】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和4年度においても未だ、共同漁業権940件中446件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。
- 2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。
- 3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。
- 4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。

5 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。

II 魚病対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところでもあります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。さらに、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国河川における調査を実施すること。
- 2 KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって基準を示すこと。
- 3 水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。

- 4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

Ⅲ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和4年度の調査では共同漁業権940件中575件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。
- 2 サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
- 3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。

また、森林伐採にかかる間伐等の管理の徹底および皆伐地の管理体制の強化等、森林保全の適正化を図ること。

さらに、河川周辺の斜面崩落等によって漁場へ流入した土砂および竹木等の除去ならびに漁場から流失した転石の回復等の基盤整備について、対策を講じること。

併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。

- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。

また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となって自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。

- 3 漁場管理上支障を来たしている河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと
- 4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。
また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。
さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。
- 5 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。
- 6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響、内水面漁業の魅力について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。
特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性、外来魚問題及び内水面漁業の魅力等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。
また、内水面の多面的な利用と漁業権の適正な行使の両立を図る観点から、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。
- 7 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。
また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。
- 8 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急

に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。

9 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。
- 2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。
- 4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

また、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。
- 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
- 3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。
- 4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取組みを一層推進していくこと。

VII 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

茨城県におけるアユの調査報告

茨城県水産試験場内水面支場
高濱 優太

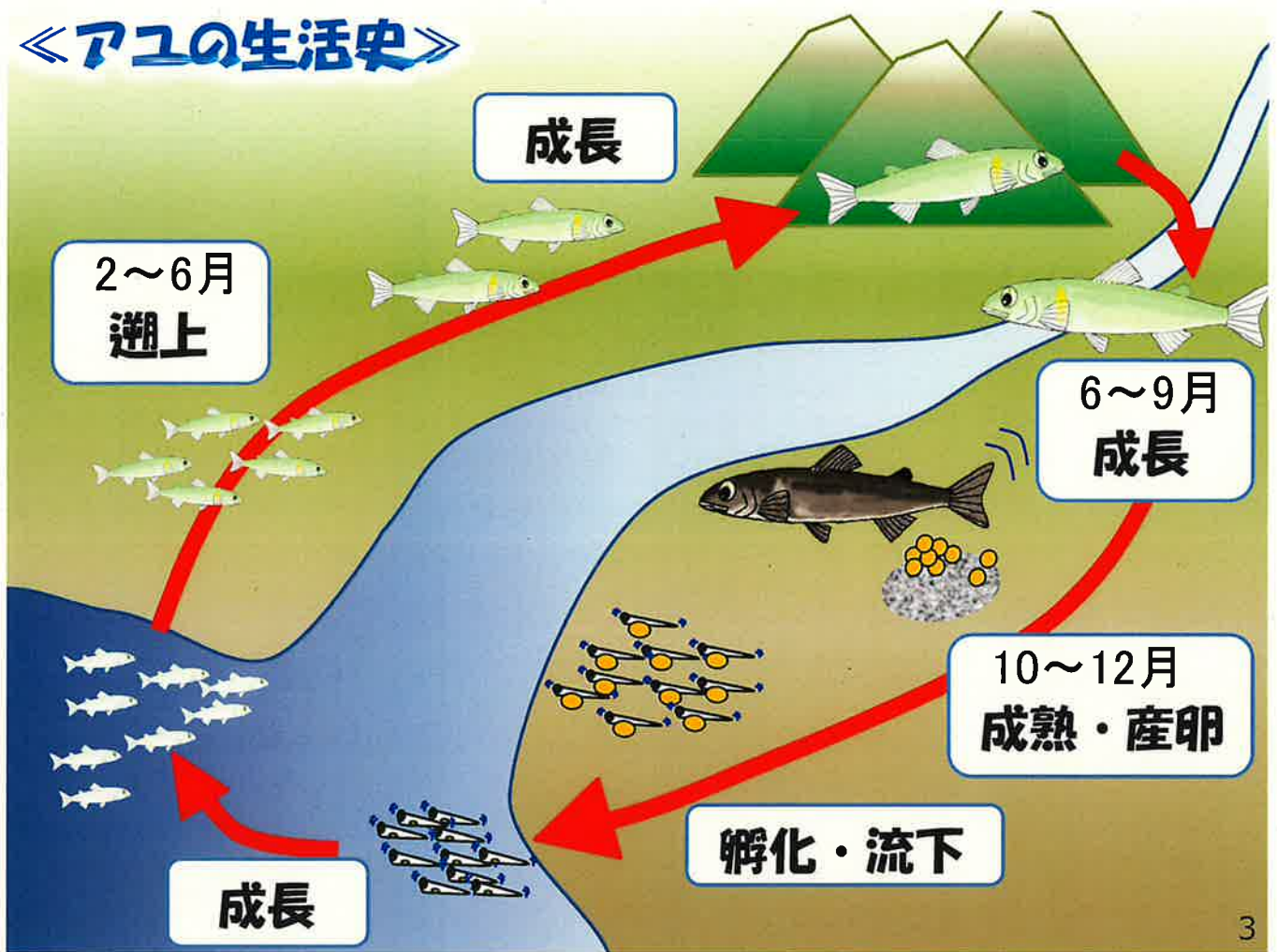
1

水産試験場が行っているアユの調査

- アユ流下仔魚調査
(10月～12月上旬)
- アユ遡上調査
(2月～6月上旬)

2

《アユの生活史》

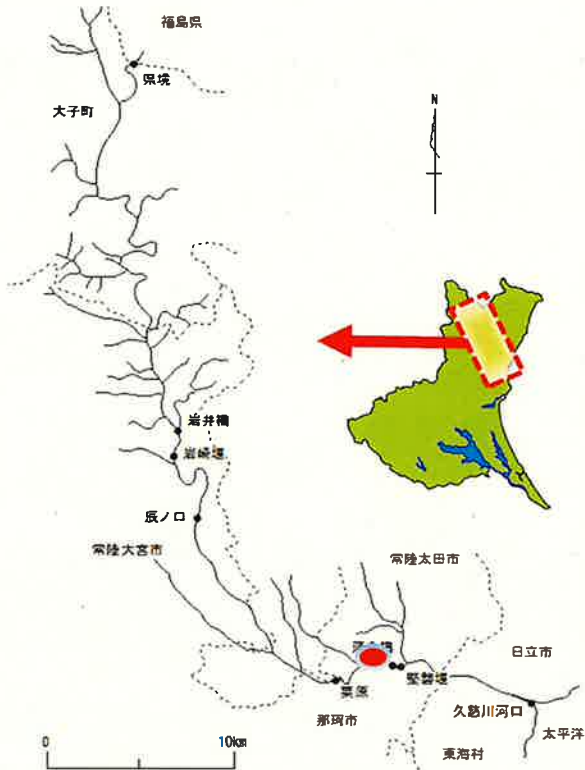


本日の話題

- アユ流下仔魚調査結果(久慈川)
- アユ遡上調査結果(久慈川, 那珂川)



アユ流下仔魚調査地点



調査場所：落合橋（久慈川本流 河口距離約9 km）

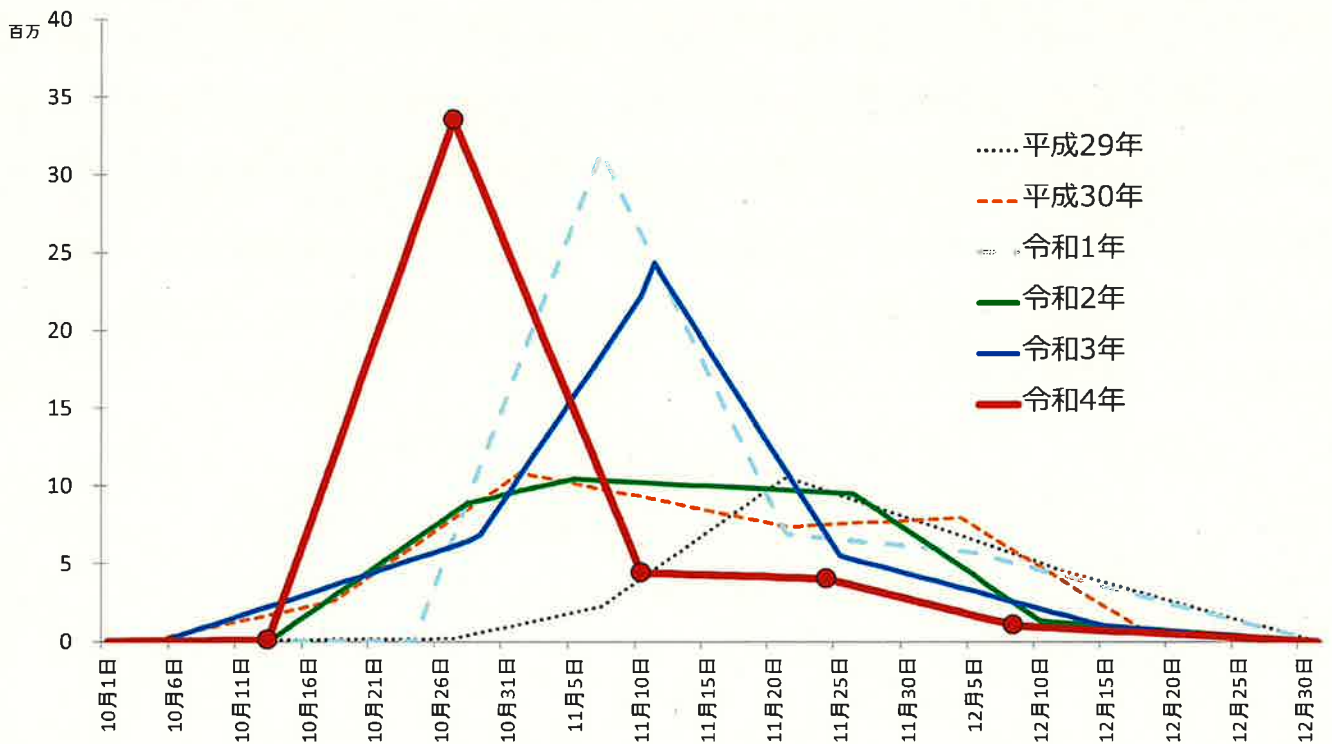


仔魚採集ネット



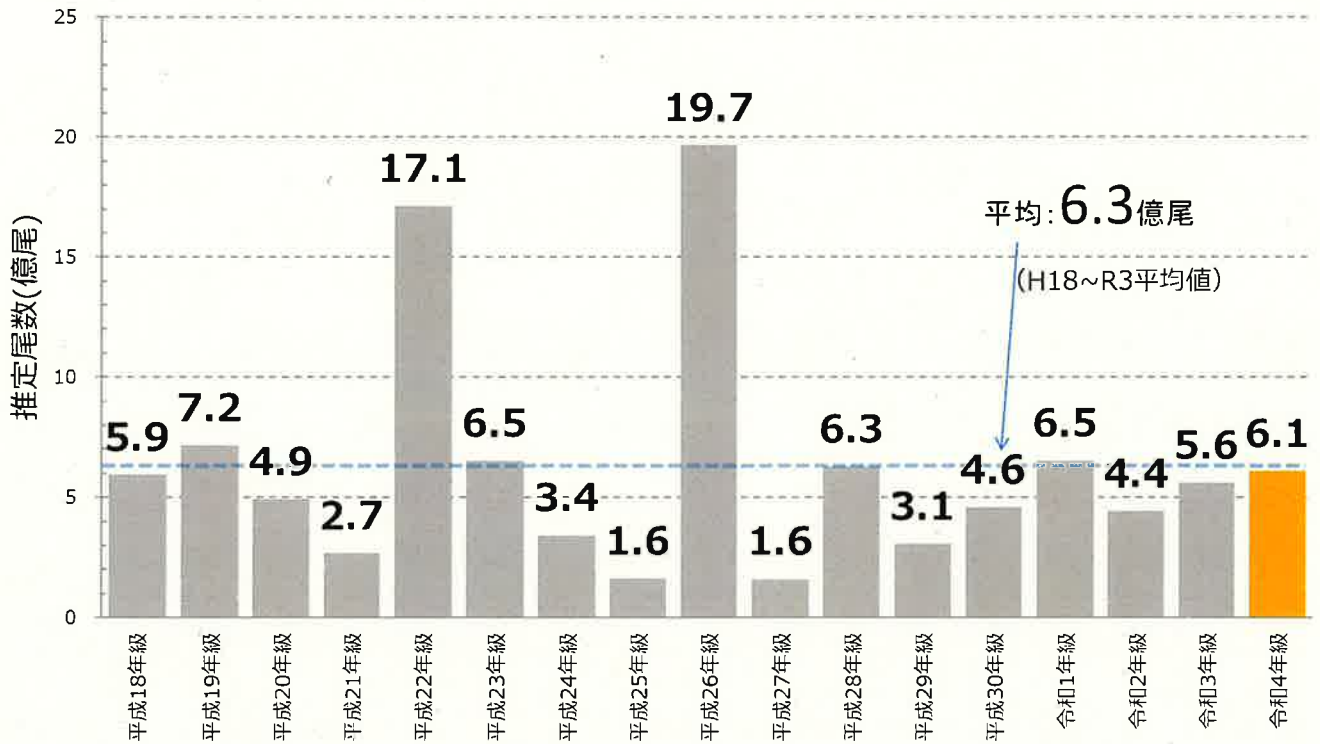
採集した仔魚
※薬品で赤く染めた状態

令和4年級アユ流下仔魚調査結果



10月から12月にかけての日別流下量（平成29年～令和4年）

令和4年級アユ流下仔魚調査結果



平成18年から令和4年にかけての年級別流下量

7

令和4年級アユ流下仔魚調査結果

流下仔魚調査まとめ

- ・令和4年級の流下仔魚の初確認日は10月13日。流下のピークは10月下旬にあり、過去5年のピーク時期（11月上旬）には流下量が減少したことから、令和4年級の流下のピークは例年よりも早かった。
- ・令和4年級の推定流下仔魚量は6.1億尾で、平成18年から令和3年までの平均（6.3億尾）と同程度

8

本日の話題

- アユ流下仔魚調査結果(久慈川)
- **アユ遡上調査結果(久慈川, 那珂川)**



9

令和4年級アユ遡上調査



調査場所：堅磐堰 (河口距離約8km)



調査場所：千代橋 (河口距離約30km)

10

令和4年級久慈川アユ遡上調査結果

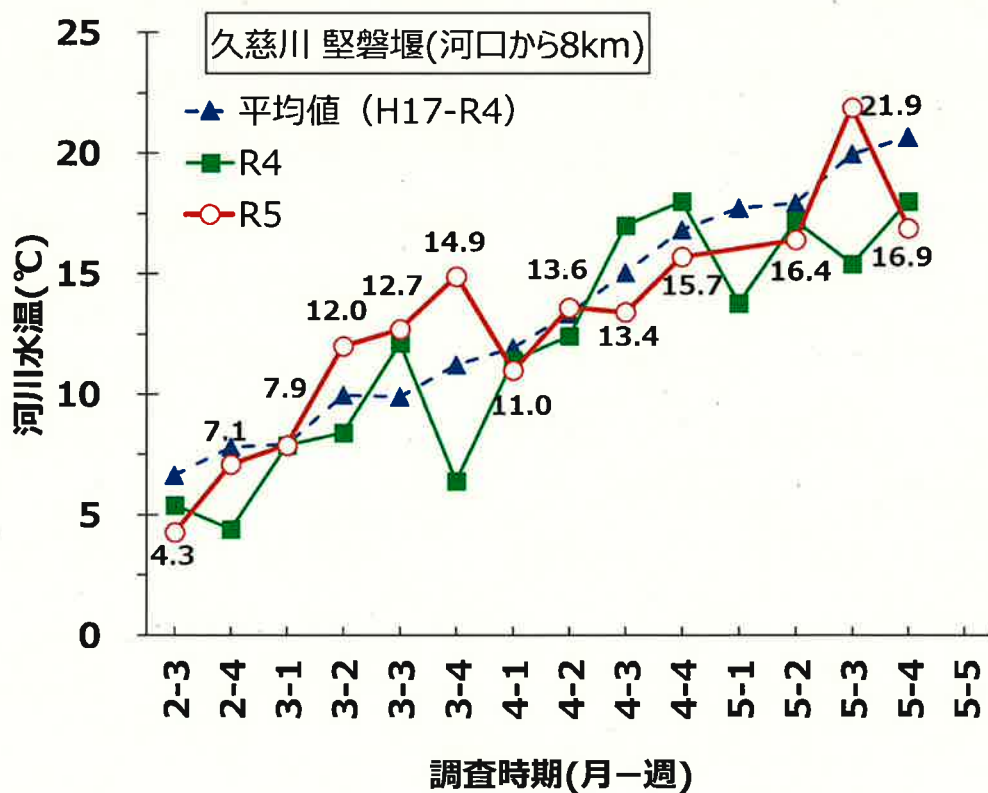
調査年	久慈川堅磐堰 (河口から約8 km)	
	遡上初確認日	平均全長(mm)
令和5年	2月15日	81.7
令和4年	2月24日	70.7
令和3年	3月17日	78.7
令和2年	3月3日	69.0
平成31年	3月5日	71.1
平成30年	3月14日	98.0
平成29年	3月21日	74.9
平成28年	2月23日	86.2
平成27年	2月25日	70.2
平成26年	3月25日	89.4
平成25年	3月15日	84.8



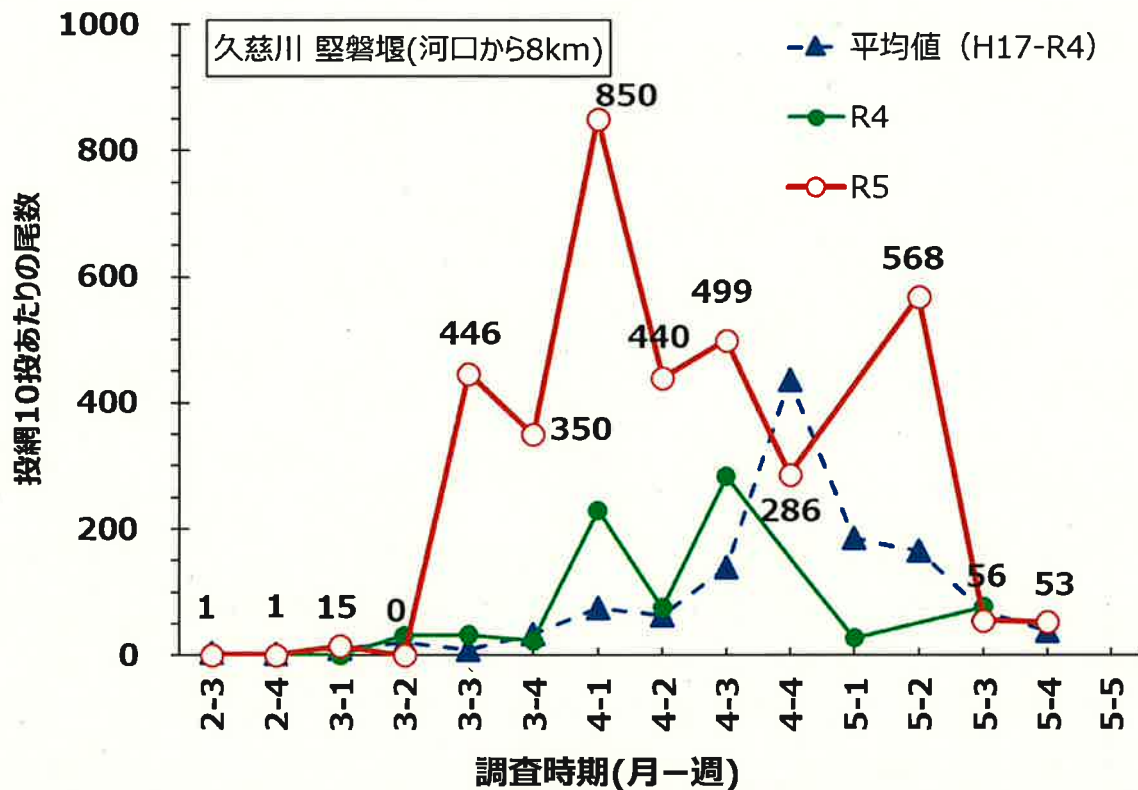
2月15日 アユ遡上初確認

過去10年間で最速!

令和4年級久慈川アユ遡上調査結果(水温)



令和4年級久慈川アユ遡上調査結果(尾数)



13

令和4年級那珂川アユ遡上調査結果

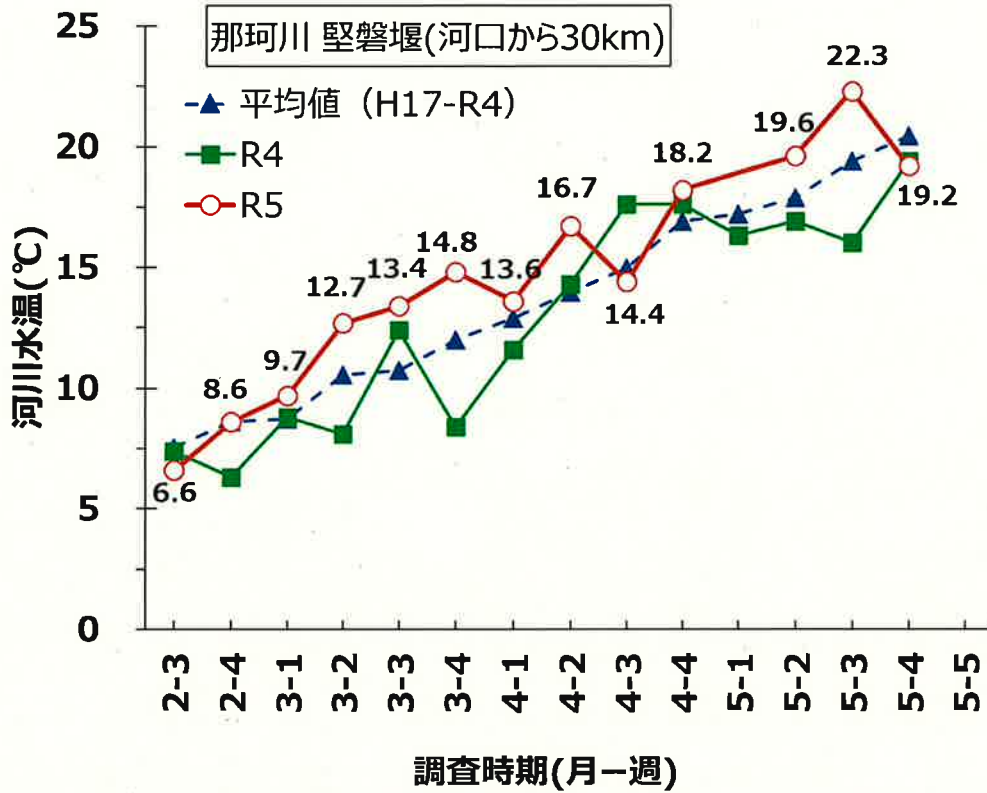
調査年	那珂川千代橋 (河口から約30km)	
	遡上初確認日	平均全長(mm)
令和5年	3月16日	95.4
令和4年	3月15日	79.0
令和3年	3月17日	82.4
令和2年	3月13日	80.6
平成31年	3月19日	86.1
平成30年	3月20日	83.5
平成29年	3月13日	84.7
平成28年	3月23日	81.1
平成27年	3月31日	77.4
平成26年	4月2日	87.0
平成25年	3月25日	82.7



3月16日 アユ遡上初確認
過去10年間で2番目の早さ

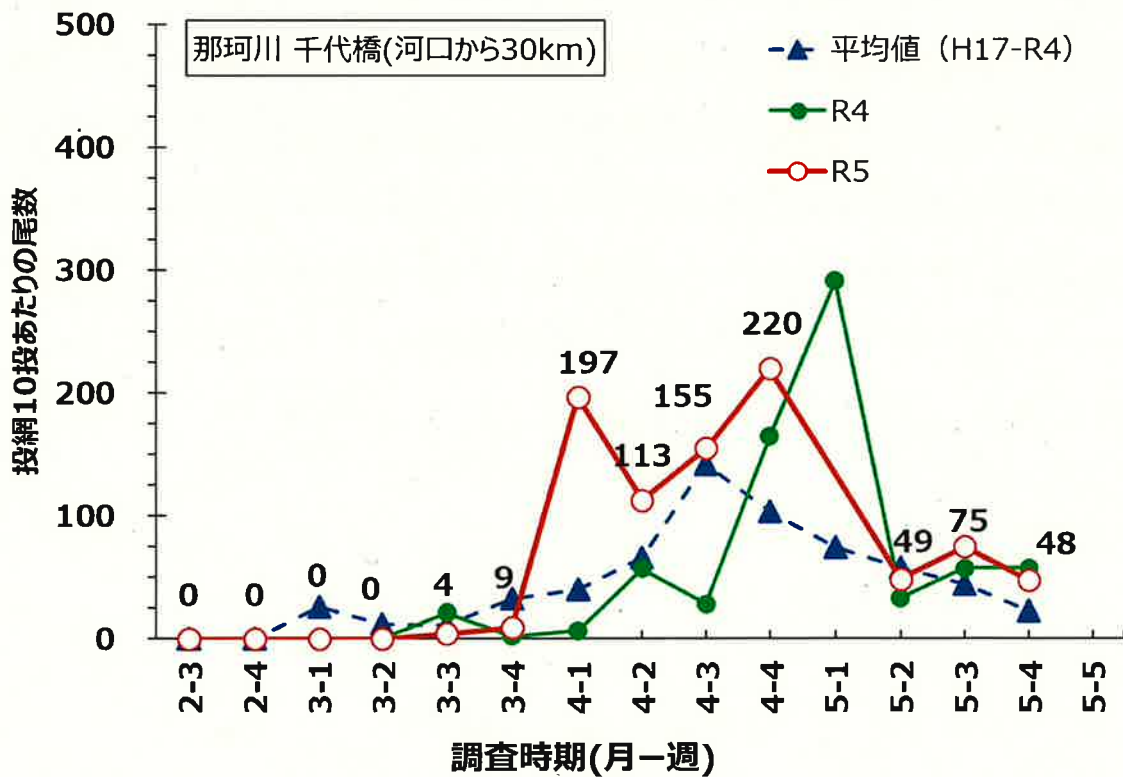
14

令和4年級那珂川アユ遡上調査結果(水温)



15

令和4年級那珂川アユ遡上調査結果(尾数)



16

遡上調査結果まとめ

- ・調査定点での遡上初確認日は、久慈川で2月15日、那珂川で3月16日と、両地点とも平年に比べ早期から遡上が確認された。
- ・遡上量は、久慈川では、昨年に比べて多く、平年を大きく上回り、那珂川では、昨年に比べて多く、平年を上回ったと推定される。



令和5年6月1日解禁日のアユ（久慈川）